

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県奥州市江刺玉里字玉崎133番地2

氏 名 北日本油設株式会社 代表取締役 久保尻 太一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証
する

県南広域振興局長 菅原 健司



許可の年月日 令和 5年12月12日

許可の有効年月日 令和10年12月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う特別管理産業廃棄物

・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年11月29日 当初許可

平成10年11月29日 更新許可

平成11年 6月15日 変更届出書受理(代表者を菅野懋から変更したこと。)

平成15年12月12日 更新許可

平成17年 6月15日 変更届出書受理(代表者を門脇生男から変更したこと。)

平成20年 8月 4日 事業範囲の変更許可(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
の積替え・保管を追加したこと。)

平成20年12月12日 更新許可

平成25年 7月 2日 変更届出書受理(代表者を菊池和美から変更したこと。)

平成25年12月12日 更新許可

平成30年12月12日 更新許可

令和 5年12月12日 更新許可

(以下、裏面記載)

令和 7年 6月24日 変更届出書受理（代表者を後藤昭亀から変更したこと。）
以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県奥州市江刺玉里字玉崎 1 5 4 番 4

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃油（灯油）	—	6.44	0.6	—	屋内、200ℓ ドラム缶（クローズド缶）×3 本使用
廃油（軽油）	—	6.44	0.2	—	屋内、200ℓ ドラム缶（クローズド缶）×1 本使用

以下余白

岩手県
奥州市
江刺玉里
字玉崎
154番4